

雪に備えて

少ない積雪でも、交通や生活に大きな影響が出る場合があります。事前に対策をしておきましょう。
 問合せ 防災安全課防災・危機管理係☎211

雪が降る前に

- *除雪道具や車庫のサポート柱などを準備する。
- *買い物や用事は降雪前に済ませる。
- *最新の気象状況、公共交通機関の運行状況や交通規制などの情報を収集する。

雪が降ったら

- *不要な外出は控え、外出する時は、滑りにくい靴で、ゆとりをもって出かける。
- *自動車は必ず雪用タイヤやチェーンを装着し、車間距離を広く保ち、スピードを控える。
- *屋根や樹木などからの雪や氷の落下に注意する。

～ご理解とご協力をお願いします～

○道路に雪を出さない

消火栓や防火水槽の付近に除雪した雪を積まないでください。

○路上駐車をしない

○深夜の除雪作業に、ご理解を

除雪作業に伴い騒音や振動が発生するほか、一時通行止めや片側通行を行う場合があります。また、除雪した雪の仮置き場として民地をお借りすることがあります。

○玄関・車庫前の除雪は各家庭でお願いします

限られた時間で効率よく市内全域を除雪するため、車道の雪を両脇に寄せる作業を行います。玄関や車庫前の路上に雪が寄せられた場合は、各家庭で処理をお願いします。

問合せ 市道について…土木課道路管理係☎292 / 都道について…東京都西多摩建設事務所管理課☎0428-22-7219

ご利用ください メール配信サービス

災害発生時などに、携帯電話やパソコンに緊急情報などをお知らせします。

登録方法など、詳しくは市公式サイトを確認してください。

問合せ 秘書広報課広報・シティプロモーション係☎338



4月1日から公共施設使用料などを改定します

問合せ 財政課☎318

市では、羽村市使用料等審議会の答申を受け、受益者負担の適正化を検討した結果、4月1日から公共施設使用料などを改定することとしました。改定後の使用料などについては、市公式サイトをご覧ください。

■改定を行う手数料および使用料など

| 手数料・使用料など | 問合せ |
|------------------------|----------------------------|
| 羽村市情報公開条例に規定する手数料などの一部 | 総務課法制係☎326 |
| 羽村市事務手数料条例に規定する手数料の一部 | 財政課☎318 |
| 動物の死体処理手数料 | 生活環境課☎205 |
| 富士見斎場使用料 | |
| 産業福祉センター使用料（iホール） | 産業振興課商工観光係☎655 |
| 動物公園入園料・動物公園駐車場使用料 | 土木課公園管理係☎282 |
| 駅前駐車施設（タクシープール）使用料 | 土木課道路管理係☎292 |
| 生涯学習センターゆとろぎ施設使用料 | プリモホールゆとろぎ☎570-0707 |
| スポーツセンター・スイミングセンター使用料 | S&Dスポーツアリーナ羽村 ☎555-0033 |
| 学校施設器具（夜間照明）使用料 | |

※水道料金・下水道使用料の改定について詳しくは、広報はむら2月1日号でお知らせします。

※下水道使用料、粗大ごみ（剪定枝含む）・し尿・汚水処理手数料は、10月1日から改定します。
 ※水道料金は令和7年4月1日から改定します。



青梅税務署から



令和5年分所得税などの確定申告の受付・相談

期間 2月16日(金)～3月15日(金)（土・日曜日、祝日を除く）
 時間 午前8時30分～午後4時
 会場 **青梅税務署**（入場整理券が必要です） ☎0428-22-3185

※入場整理券は当日会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することができます。「国税庁LINEアカウント」で検索し、「友だち追加」してください。
 ※入場整理券は、状況により早めに配布を終了する場合があります。
 ※受付期間の後半は大変混雑します。早めの申告または、e-Taxを利用してください。

- 次のいずれかの方法で申告してください。
- (1) e-Tax（電子申告）**
 スマホやパソコンで、国税庁ウェブページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、作成した確定申告書などをインターネットで送信するものです。
 ※e-Taxは50%以上の方が利用しています。
 - (2) 郵送**
 青梅税務署へ郵送してください。
 宛先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署
 ※税務署での還付申告はすでに受付が始まっています。
 - (3) 提出用ポスト**
 2月5日(月)から「作成済み確定申告書」提出用ポストを市役所に設置します。「住所、氏名」を記載した封筒に確定申告書を入れて、投函してください。
設置場所 市役所1階市民ホール・4階申告会場
 ※(2)(3)で申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と「住所、氏

確定申告（所得税などの国税の申告）は電子申告や郵送などで

名」を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
 なお、令和7年1月から、税務署でも確定申告書の控えに收受日付印を押さないことになりました。注意してください。



▲確定申告について

確定申告内容に関する問合せ

青梅税務署（電話相談センター）
 ☎0428-22-3185（自動音声に従って「1」を選択してください）

確定申告は所得税（国税）の申告です

○所得税の確定申告書の提出と納税は、3月15日(金)までです。
 ○個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、4月1日(月)までです。
 ○所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告は必要な場合があります。詳しくは5ページを確認してください。

税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。
 オンラインまたは電話で申し込んでください。



▲税理士による無料申告相談

事前申込専用番号
 ☎03-6745-6346

※詳しくは広報はむら1月1日号を確認してください。

土・日曜日、祝日は受け付けません

※2月25日(日)のみ、立川税務署で申告書の作成・提出を受け付けます（入場整理券が必要です）。

2月1日(木)～3月15日(金)は、青梅税務署の駐車場は利用できません（身体障害者用車両などを除く）
 河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場か、公共交通機関を利用してください。

問合せ 青梅税務署☎0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択）

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。